

(三井ダイレクト損害保険株式会社)

単体ソルベンシー・マージン比率

国内の保険会社は、保険業法施行規則第86条及び第87条並びに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づき、
単体ソルベンシー・マージン比率を算出しております。

保険会社は、保険金支払等に備えて準備金を積み立てておりますが、巨大災害の発生や、資産の大幅な価格
下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。

この「通常の予測を超える危険」を示す「単体リスクの合計額」(下表の(B))に対する「保険会社が保有して
いる資本金・準備金等の支払余力」(すなわち単体ソルベンシー・マージン総額：下表の(A))の割合を示す指標
として、保険業法等に基づき計算されたものが、「単体ソルベンシー・マージン比率」(下表の(C))であります。

単体ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために
活用する客観的な指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状
況が適当である」とされております。

(単位:百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
(A) 単体ソルベンシー・マージン総額	15,305	17,276
資本金又は基金等	14,028	16,417
価格変動準備金	79	83
危険準備金	0	0
異常危険準備金	1,205	774
一般貸倒引当金	2	0
その他有価証券評価差額金・繰延ヘッジ損益（税効果控除前）	△ 10	0
土地の含み損益	—	—
払戻積立金超過額	—	—
負債性資本調達手段等	—	—
払戻積立金超過額及び負債性資本調達手段等 のうち、マージンに算入されない額	—	—
控除項目	—	—
その他	—	—
(B) 単体リスクの合計額 $\sqrt{(R_1 + R_2)^2 + (R_3 + R_4)^2} + R_5 + R_6$	5,809	5,817
一般保険リスク(R_1)	5,227	5,227
第三分野保険の保険リスク(R_2)	—	—
予定利率リスク(R_3)	0	0
資産運用リスク(R_4)	955	995
経営管理リスク(R_5)	194	195
巨大災害リスク(R_6)	300	300
(C) 単体ソルベンシー・マージン比率 [(A) / {(B) × 1/2}] × 100	526.9%	593.9%